

第4章 自動車公害防止対策

1 発生源対策

発生源対策は車一台一台から出る排出ガス、騒音等を減らす対策で、自動車公害対策で基本となるものです。自動車から出る排出ガスを規制することが最も基本的な対策ですが、排出ガスの少ない次世代低公害車を含む低公害車を普及させることや、既に公道を走行している使用過程車※に適切な規制や整備を行うこと、また、より環境にやさしい運転方法を普及させることも、排出ガス、騒音等を減らすことにつながります。

(1)自動車排出ガス規制等の強化

「自動車NOx・PM法」に基づき、平成14年10月から車種規制が開始され、本市を含む対策地域内において規制適合車への代替えが図られてきました。

「大気汚染防止法」等による単体規制については、平成21年10月から世界最高水準に厳しい規制といわれる「ポスト新長期規制」が順次適用され、平成22年10月より全ての車種区分で規制が開始されました。さらに、平成23年9月に新長期規制適合車の継続生産が終了することで、全ての新規登録車がポスト新長期規制対応車となります。

今後も国や九都県市等と連携して、自動車排出ガスや騒音・振動について規制の強化が図られるよう、国に要請していきます。

ア 単体規制※の実施・強化

施策・事業名	事業内容	実施機関
新車単体規制の実施	● ポスト新長期規制の実施 世界最高水準の厳しさのポスト新長期規制の実施により、自動車から排出されるガスを規制します。 ● オフロード車規制※の実施 公道を自走しないため、排出ガス規制の対象とならない、建設機械・産業機械等の特殊自動車※に対して排出ガス規制を実施します。	国
最新規制適合車への代替促進	● 補助、融資、優遇税制の実施 最新適合車への代替を促進されるよう補助、融資、優遇税制を実施します。	市・県・国
規制強化の要請	● 要請の検討、実施 単体規制の強化や技術開発について国、メーカーに対して要請していきます。	市

イ 車種規制の実施

施策・事業名	事業内容	実施機関
車種規制の実施	● 車種規制の実施 自動車NOx・PM法により、対策地域内で登録できる車種を規制します。	国

ウ 自動車騒音規制の実施・強化

施策・事業名	事業内容	実施機関
自動車騒音規制の実施	●自動車騒音規制の実施 自動車からの騒音を規制することで、その低減を図ります。	国
規制強化の要請 技術開発についての要請	●規制強化の要請 強化や技術開発について国、メーカーに対して要請していきます。	市

(2)低公害車の普及促進

九都県市では平成8年3月に低公害車指定制度を発足させ、自動車排出ガス性能等を審査するとともに、低公害車の普及拡大を図ってきました。

また、平成21年4月に、国のポスト新長期規制以上の排出ガス性能を有し、さらに燃費基準を達成した自動車を指定低公害車とする改正を行いました。

公用車の導入にあたっては、九都県市指定低公害車*を率先して導入します。

また、低公害車を導入する民間の事業者に対しては、導入費用の一部補助を行い、普及拡大を図ります。

ア 公用車への率先導入

公用車については、更新車両や新規に導入する車両を、原則として九都県市指定低公害車とすることで、引き続き低公害車の導入を進めます。

施策・事業名	事業内容	実施機関
公用車への率先導入	●市公用車への低公害車率先導入 更新車両や新規に導入する車両には、原則として九都県市指定低公害車を導入します。	市
	●県公用車への低公害車率先導入 公用車の購入に当たっては、九都県市指定低公害車の導入に努めます。	県

イ 市民・事業者への普及促進

施策・事業名	事業内容	実施機関
補助制度の充実・利用促進	●低公害車の導入に対する補助 低公害車を導入する事業者等に対して、その導入費用の一部を補助します。	市・国・事業者
	●優遇税制の実施 自動車にかかる各種税を、低公害車に対しては減免します。	国

施策・事業名	事業内容	実施機関
補助制度の充実・利用促進	● 低公害車導入に対する融資 中小企業事業者等に対して、資金融資制度を活用し、低公害車導入を促進します。	市・県
事業者への導入義務化等	● 協定に基づく低公害車導入の努力義務化 千葉市地球環境保全協定に低公害車の導入を盛り込み、これに基づいて、協定締結事業者に対して、低公害車の導入を求めます。	市
	● 事業者等への低公害車導入要請 宅地開発等の事前協議を行う際に、事業者に対して低公害車を導入するよう要請します。	市
	● 低公害車導入義務付け 県環境保全条例により、自動車を一定以上保有する事業者に対し、低公害車の導入を義務付けます。	県
市民・事業者への情報提供	● 低公害車の紹介 区民まつり、区役所等での自動車公害防止パネル展や市ホームページ等で低公害車を紹介します。	市
	● 自動車の環境情報等の説明 自動車の購入者に対して、自動車販売店において自動車の環境情報等の説明をおこないます。	県・事業者

補助制度を活用し導入された低公害車



ハイブリッドバス



ハイブリッドトラック

(3)次世代低公害車の普及促進

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等、今後普及が進むと考えられる次世代低公害車等を普及するため、計画期間の早い段階で公用車への試験導入を図ります。

また、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及にあたって必要となる、外部充電設備の整備について支援策を検討します。

さらに、燃料電池自動車の普及や水素充填設備等のインフラ整備の調査検討を行います。

ア 公用車への試験導入

施策・事業名	事業内容	実施機関
公用車への試験導入	市公用車への次世代低公害車の試験導入 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車等、普及に向け試験的に導入します。	市

イ 市民・事業者への普及促進

施策・事業名	事業内容	実施機関
補助制度の充実、利用促進	次世代低公害車の導入に対する補助 次世代低公害車を導入する事業者等に対して、その導入費用の一部を補助することを検討します。	市
	次世代低公害車導入に対する融資 中小企業事業者等に対する資金融資制度を活用し、次世代低公害車導入を促進します。	市
	優遇税制の実施 自動車にかかる各種税を、次世代低公害車に対しては減免します。	国
市民・事業者への情報提供	次世代低公害車の紹介 区民まつり、区役所等での自動車公害防止パネル展や市ホームページ等で次世代低公害車を紹介します。	市・事業者
	自動車の環境情報等の説明 自動車の購入者に対して、自動車販売店において自動車の環境情報等の説明をおこないます。	県・事業者

ウ インフラ整備の調査

施策・事業名	事業内容	実施機関
設置可能性の調査	● エコステーション等の設置可能性の調査 充電施設や水素充てん施設について、価格やニーズなどからその設置可能性を調査します。	市
設置に対する融資	● エコステーション設置に対する融資 中小企業事業者等に対する資金融資制度を活用し、エコステーション設置を促進します。	市

(4)使用過程車対策

一都三県では、ディーゼル条例※(千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例等)により、粒子状物質対策として、ディーゼル車の使用過程車に対する運行規制を平成15年10月から実施しています。加えて、排出ガス性能の悪い自動車が流入しないよう、流入車対策を進めます。

また、使用過程車からの排出ガスを抑制するために、適正な整備と検査の徹底が求められます。

ア 運行規制、流入車対策の推進

施策・事業名	事業内容	実施機関
千葉県ディーゼル条例による規制	● ディーゼル車の運行規制 県条例により排出ガス性能の悪いディーゼル車の運行を規制します。	県
流入車対策の推進	● 物品納入自動車のグリーン化 市発注物品の納入には原則として低公害な自動車を使用することで、市内に流入する自動車の低公害化を図ります。市の契約のうち、人や物を運ぶ契約については、契約書に明記することとし、自動車を扱う納品については、千葉市グリーン購入推進方針に記載します。	市
	● 業界団体、荷主への働きかけ 流入車対策のガイドラインに基づき、運輸事業者や荷主に対して、排出ガス性能の悪い自動車が流入しないよう、働きかけをおこないます。	九都県市

イ 適正な車両点検・整備の実施

施策・事業名	事業内容	実施機関
街頭検査の実施	● 街頭検査の実施 街頭で排出ガス等の検査を行い、整備不良車に対して、整備命令等の指導を行います。	国・事業者
適正な整備の推進	● 自動車点検整備推進運動キャンペーンの実施 点検整備の促進を図るため、「自動車点検整備推進運動」によるキャンペーンを県内で実施します。 ● 各種研修会・点検教室の実施 整備者主任研修、マイカー点検教室等を開催し、点検整備の推進を図ります。	国・事業者
迷惑黒煙通報制度*の運用	● 迷惑黒煙通報制度の運用 黒煙を出すディーゼル車の所有者に、市民の情報をもとに点検整備を行うよう文書で要請します。	国

(5) エコドライブの普及促進

環境にやさしい運転方法（エコドライブ）を実践することで、排出ガスを減らすことができるとともに、燃費が改善し地球温暖化対策にも寄与します。県、九都県市等と連携して、市民・事業者へエコドライブが普及するよう施策を展開します。

ア エコドライブの普及促進

施策・事業名	事業内容	実施機関
アイドリングストップ*の義務化	● 駐停車時のアイドリングストップ義務化 県条例により、駐停車時のアイドリングストップを義務化しています。	県
エコドライブの率先的な実施	● エコドライブの率先的な実施 公用車の運転時に後続車の模範となるよう、エコドライブを実施します。また、交通安全講習等を通して、市職員に対してエコドライブの実施を呼びかけます。	市
事業者のエコドライブの普及促進	● 協定に基づくエコドライブの努力義務化 千葉市地球環境保全協定にエコドライブの推進を盛り込み、これに基づいて、協定締結事業者に対して、エコドライブへの協力を求めます。	市
	● 事業者へのエコドライブ実施要請 宅地開発等の事前協議を行う際に、事業者に対してエコドライブを実施するよう要請します。	市

施策・事業名	事業内容	実施機関
事業者のエコドライブの普及促進	●自動車環境管理計画書等による自主的な取り組みの促進 県内で一定台数以上の自動車を保有する事業者に対して、自動車環境管理計画書の作成と実績報告を義務付けることで、自動車の使用に伴う環境負荷の低減について自主的な取り組みを促します。	市
市民・事業者へのエコドライブの啓発	●各種催事での普及啓発 各種催事において、市民に対してエコドライブの具体的な方法や、その効果について啓発を図ります。 ●実技講習会の開催 エコドライブの方法について体感しながら習得できるよう、JAF*と共催で市民を対象とした、実技講習会を開催します。	市・県・九都県市
	●各種団体を通じた啓発 各種業界団体等が、市民・事業者に対してエコドライブの啓発を実施するよう、市から働きかけを行います。 ●ちばし環境宣言を通じたエコドライブの啓発 ちばし環境宣言の取組項目にエコドライブに関する項目を盛り込み、市民の取組を求めます。	市



東京モーターショーへのブース出展（九都県市）



エコドライブ実技講習会の開催

2 交通量対策

交通量対策は、走行する車の量を減らすことで、排出ガス、騒音等を減らす対策です。交通量を減らすためには、貨物自動車では物流を合理化することが、乗用自動車では公共交通機関や自転車への利用転換を図る施策が必要です。

(1)物流の合理化

物流の合理化により、交通量を減らします。

ア グリーン物流※の推進

施策・事業名	事業内容	実施機関
グリーン物流の推進	● モーダルシフト※の促進 物流の自動車から鉄道・船舶など、より環境負荷の小さい輸送方法への転換を促進します。 ● 営自転換※の促進 自家用車（白ナンバー）による輸送を営業用車（緑ナンバー）へ転換することで、積載効率を高め、物流の効率化を促進します	国・事業者

(2)公共交通機関の利用促進

鉄道、モノレールなどを中心に、利便性の向上や公共交通機関の利用促進を図り自動車から公共交通への転換を促進します。

ア 公共交通機関の利用促進

施策・事業名	事業内容	実施機関
バス路線の維持	● バス路線などの維持 交通不便地域や、需要が少ない地域における住民の足の確保、利便性の向上を目的としたコミュニティバス※を運行します。	市
利便性の向上	● 駅前広場の整備 市街地再開発事業、街路事業等により、駅前広場を含む幹線道路等の整備改善を行い、公共交通機関の利用増進を図ります。	市
バリアフリー化の推進	● 道路のバリアフリー化 歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロック設置、電線類の地中化を行います。	市・事業者
公共交通機関の利用啓発	● 公共交通機関を利用した通勤への転換 市職員に対して、できる限り公共交通機関を利用して通勤するよう呼びかけるとともに、毎週水曜日をノーカーデーとして、自動車の使用自粛を呼びかけます。 ● 地球温暖化防止キャンペーンを通じた啓発 市民に対して、地球温暖化防止キャンペーンの啓発項目の一環として、公共交通機関の積極的な利用を呼びかけます。	市
	● エコ通勤の普及促進 エコ通勤優良事業所認証制度に基づいて、事業者に対して、マイカー通勤から鉄道・バス等による通勤への転換を促します。	国



コミュニティバス運行（おまごバス）



都市モノレール新型車両（予想図）

(3)自転車利用の促進

市民に対して自転車利用の利点を広く啓発し、自転車利用の意識を高めるとともに、自転車の利便性を向上させることで、通勤や買物などの日常生活において、自動車から自転車への転換を図ります。

ア 通勤手段としての自転車利用の促進

施策・事業名	事業内容	実施機関
自転車利用の普及啓発	● 市民の自転車利用の普及啓発 環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促すよう、ちばし環境宣言に取組項目を設け、市民に対する啓発を実施します。 ● 事業者の自転車利用の普及啓発 地球環境保全協定締結事業に対して、また、各種団体を通して、自転車通勤の啓発を実施します。 ● 市職員の率先取組 市職員に対して自転車通勤のよびかけを行います。	市
	● エコ通勤の普及促進 エコ通勤優良事業所認証制度に基づいて、事業者に対して、マイカー通勤から自転車通勤への転換を促します。	国
自転車駐車場の整備	● 事業所の自転車駐車場の整備 各種団体を通して事業者に対して、通勤者用の自転車駐車場の設置拡大を要請します。	市
	● 駅前自転車駐車場の整備 「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき、鉄道等の利用者のために、駅前自転車駐車場の整備を推進します。	
自転車走行レーンの整備	● 自転車走行レーンの整備 市内の道路の現況調査を実施し、自転車走行しやすい自転車走行環境マップにより、整備方針を決定、道路改良等に合わせ、自転車走行空間の確保・整備します。	市



千葉駅東口第3自転車駐車場



自転車走行レーンの登場

イ 日常生活での自転車利用の促進

施策・事業名	事業内容	実施機関
自転車利用の普及啓発	●自転車利用の普及啓発 ちばし環境宣言の取組項目に、積極的な自転車利用に関する項目を盛り込み、市民の取組を求めます。	市
自転車駐車場の整備	●自転車駐車場の設置要請 地球環境保全協定締結事業者等に対して、また、各種団体を通して、自転車駐車場の設置拡大を要請します。	市
自転車走行レーンの整備	●自転車走行レーンの整備(再掲)	市

3 交通流対策

同じ交通量でもスムーズに流れている状態と比べ、渋滞など流れが滞っている状態では、排出ガスの量が多くなります。交通流対策は、交通の流れをスムーズにすることで、排出ガスを減らす対策です。このため、各種道路整備等で自動車交通を円滑化する施策や、信号の適切な運用制御等の交通管理による施策が求められます。

(1)自動車交通の円滑化

各種道路の整備や交差点等の改良により、よりスムーズに自動車が走れる環境を整備します。

ア 広域道路ネットワークの整備

施策・事業名	事業内容	実施機関
高規格幹線道路等の整備	●首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備 首都圏における分散型ネットワーク構造の形成や都心部に集中する交通の分散等を図るため、圏央道を整備します。	国

施策・事業名	事業内容	実施機関
高規格幹線道路等の整備	●地域高規格道路の整備 千葉都心部に集中する交通の分散を図るため、千葉中環状道路を構成する塩田町誉田町線の整備を推進します。 ●主要地方道の整備 高速自動車国道や一般国道と一体となって広域道路ネットワークを形成する主要地方道の調査・整備を推進します。 浜野四街道長沼線、千葉鎌ヶ谷松戸線 ●都市計画道路の整備 都市活動の円滑化・効率化を支える環状道路等の調査・整備を推進します。 新港横戸町線、塩田町誉田町線、磯辺茂呂町線外	市



新港横戸町線（本線部分）

イ 都市内幹線道路ネットワークの整備

施策・事業名	事業内容	実施機関
放射道路の整備	●一般国道51号北千葉拡幅 国道51号若葉区貝塚町から佐倉市馬渡まで4車線化拡幅することで、交通渋滞の緩和・解消を図り、都市の交通機能を確保します。	国
	●都市計画道路等の整備 周辺市町村や市内各拠点間の連携強化を図る放射道路の整備を促進します。 新田町村田町線、寒川町千葉寺町線、港町寒川町線、幕張町弁天町線、仁戸名町古市場町線、千葉港黒砂台線外	市

第4章 自動車公害防止対策

ウ 拠点アクセス道路の整備

施策・事業名	事業内容	実施機関
拠点アクセス道路の整備	●都市計画道路等の整備 駅や公共施設等へのアクセス強化を図る道路整備を推進します。 千葉鎌ヶ谷松戸線、検見川町花園町線、幕張町稲毛町線、幕張町武石町線、美浜長作町線、営田駅前線、営田駅北口線外	市

エ 交差点等の構造対策

施策・事業名	事業内容	実施機関
交差点等の改良	●一般国道357号湾岸千葉地区改良 国道357号登戸交差点及び市役所前交差点を連続地下立体化し、交通渋滞の緩和・解消を図ります。	国
	●交差点等の改良 ボトルネック*ポイントとなる交差点や踏切の改善、交通事故抑制のために、右折レーン設置等のボトルネックポイントの構造改良を実施します。 長作交差点、旧ウエルサンピア千葉前交差点、畑町交差点、柏井町交差点、金親町交差点外	市

(2)交通管理による対策

適切な信号機制御やドライバーへの情報提供、交通容量を低下させ渋滞の原因となる違法駐車を減らすことや、特に交通の集中する大型商業施設等への対策など、交通の流れがスムーズになるよう施策を展開します。

ア 交通管制・情報システムの整備等

施策・事業名	事業内容	実施機関
交通管制・情報システムの整備	●交通管制・情報システムの整備 交通管制エリアの拡大、信号機の高度化改良*、交通情報収集・提供装置等の整備により、交通の円滑化を推進します。	県警

イ 駐車対策

施策・事業名	事業内容	実施機関
駐車違反の取締強化	●駐車違反の取締強化 駐車監視員等の活用による、重点地域を中心とした取締強化や悪質・危険性・迷惑性の高い違法駐車に対する取締強化により、違法駐車を減少を図ります。	県警
駐車ルールの遵守	●違法駐車防止指導員による指導・啓発 「千葉市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車等防止重点地域(中央・富士見)を指定し、違法駐車防止の啓発、駐車場利用の誘導等を指導員が行います。	市

施策・事業名	事業内容	実施機関
駐車場の整備	● 条例に基づく駐車場設置の義務付け 「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、一定規模以上の建築物の新增設の際に附置義務駐車場*の設置を義務付けます。	市
	● 自動二輪車駐車場を含めた駐車場の整備・拡充及び既存駐車場の有効利用 パーキングメーターの整備や自動二輪車を含めた駐車場の整備を関係機関等に働きかけることで、違法駐車を減少を図ります。	県警

ウ 局所渋滞対策

施策・事業名	事業内容	実施機関
大規模小売店舗への指導	● 大規模小売店舗への指導 大規模小売店舗立地法に基づき、円滑な車両誘導や、駐車場の設置について指導を行います。	市
道路工事の平準化	● 道路工事の平準化のための調整の実施 千葉市道路工事連絡協議会を開催し、工事期間の平準化、短縮などの調整を行います。	市

4 道路沿道対策

道路沿道対策は自動車からの排出ガスや騒音等が生活環境に到達するまでの間に、その影響を減らす対策です。

ア 遮音壁*等の設置

施策・事業名	事業内容	実施機関
遮音壁・遮音堤等の整備	● 遮音壁・遮音堤等の整備 沿道利用等に抵触しない場所について、遮音壁・遮音堤等を整備することにより、道路交通騒音の低減を図ります。	国・事業者

イ 低騒音舗装*の実施

施策・事業名	事業内容	実施機関
低騒音舗装の実施	● 低騒音舗装の実施 道路を走行する車両によって発生する騒音を低減する道路整備を推進します。 千葉鎌ヶ谷松戸線、幕張町弁天町線、新港横戸町線、南町宮崎町線、大膳野町萱田町線、萱田駅北口線外 上記以外に舗装の新設8.1km、舗装の改良263.1km	市・国・事業者

ウ 緑地の保全・創出の推進

施策・事業名	事業内容	実施機関
街路樹の整備	● 街路樹の整備 良好な景観の形成や騒音の低減、大気の浄化、緑陰の形成等生活環境の保全に寄与する街路	国・事業者

施策・事業名	事業内容	実施機関
街路樹の整備	樹の整備を推進します。 国道357号(国) 千葉鎌ヶ谷松戸線、幕張町弁天町線、新港横戸町線、南町宮崎町線、大膳野町誉田町線、誉田駅北口線外	市・国
緑化の推進	●みどりの道の整備 新港横戸町線整備によって消失する地域環境の復元及び保存により、緑豊かな道路及び沿道環境の創出を図ります。	市
	●都市緑化月間関連事業 地球温暖化対策貢献事業の一環として、樹木の植樹を行います。	事業者



道路沿道での植樹



完成予想図(みどりの道)

5 普及啓発

自動車公害を減らすため、低公害車、環境にやさしい運転方法(エコドライブ)、自動車に頼らない生活スタイルなどの普及啓発や情報提供を、市民及び事業者へ、イベント、インターネット等を通して行います。

ア 普及・啓発の推進

施策・事業名 市民・事業者への普及啓発	
事業内容	実施機関
●低公害車及び次世代低公害車の普及啓発 市民に対して催事、インターネット等で低公害車及び次世代低公害車に対する情報を提供し、その普及を図ります。	市・九都県市・事業者
●エコドライブの啓発 市民に対して催事、インターネット等でエコドライブに対する情報を提供し、その普及を図ります。	市・九都県市・事業者
●自転車利用等の普及啓発 近距離の通勤や、日常の買い物などで、自動車から自転車や徒歩への転換を図ります。	市
●環境月間行事での啓発 6月の環境月間に合わせて、各種啓発を集中的に実施することで、より効果的な啓発を行います。	市
●千葉市地球環境保全協定の締結 千葉市地球環境保全協定の締結事業者を拡充し、地球環境にやさしい企業活動を推進します。	市
●地球温暖化キャンペーン 地球温暖化対策としても有効なエコドライブの啓発や公共交通機関の利用促進、自転車の積極的な利用等について、地球温暖化キャンペーンの一環として、普及・啓発に取り組みます。	市
●外部電源式アイドリングストップ給電システムの普及啓発 保冷車や長時間駐車するトラック等に対して、外部から電気を供給することで、アイドリングストップを可能にする給電システムについて、普及を図ります。	事業者

6 調査・監視・研究

自動車公害の要因、現状などを調査、監視するとともに、対策効果などについて研究します。また、これまで常時監視を実施してきた、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などに加え、微小粒子状物質(PM_{2.5})についても測定機器を整備し、常時監視を実施します。自動車騒音、道路交通振動についても、調査・監視を実施します。

ア 大気汚染物質・騒音・振動等の調査監視

施策・事業名	事業内容	実施機関
大気環境の常時監視	●テレメーターシステムによる大気環境の常時監視 大気監視テレメーターシステムにより、市内に設置した測定局における大気汚染状況の常時監視を行います。	市
騒音・振動の調査監視	●自動車騒音・道路交通振動の調査と監視 主要幹線道路の自動車騒音を毎年調査し、5年間で面的評価により環境基準達成状況を把握します。 道路交通振動は、主要幹線道路の調査を行い、要請限度との比較を行います。	市

イ 新たな知見等の収集・整理

施策・事業名	事業内容	実施機関
調査研究の推進	●新たな知見の収集 九都県市、国を通して、自動車メーカーや低公害車に係る情報を収集します。	市・国・九都県市
PM _{2.5} の調査と測定	●PM_{2.5}の実態調査と測定環境の整備 PM_{2.5}測定装置を順次、配備して測定を行います。また、PM_{2.5}における自動車からの排出寄与度等を把握し、対策を検討します。	市・国・九都県市